

第5章 その他の知的財産等

第1節 不正競争の防止（不正競争防止法）

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争」を確保することと、「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

（1）不正競争防止法の目的

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争」を確保することと、「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

事業者間の公正な競争の確保には、事業者の営業上の利益を保護するという私益の面と、公正な競争秩序を維持するという公益の面とがあります。また、不正競争防止法により実施すべき国際約束（条約）には、パリ条約（「工業所有権の保護に関するパリ条約」）、マドリッド協定⁴、WTO・TRIPS協定、商標法条約、OECD外国公務員贈賄防止条約などがあります。

更に、不正競争防止法では、「不正競争の防止に関する措置」として、不正競争に対する差止請求・損害賠償請求等の民事的な救済措置と不正競争のうちの一部の行為及び条約上の禁止行為に対して刑事的な制裁措置（罰則）を規定しています。

<参考>不正競争防止法

第1条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（2）知的財産法との関係：知的財産法の一環

不正競争防止法は、元々はパリ条約を実施するために制定されたものであることから、特許法、商標法等と同様の知的財産法に属すると理解されています。

例えば、不正競争に該当する行為のうち、需要者の間に広く認識されている商品等表示の混同惹起行為の規制は、商標法とともに営業上の信用が化体された他人の商品・営業の表示を保護し、営業秘密の保護は、特許法等とともに人の創作活動を保護するものです。

なお、特許法、商標法等が客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図るものに対し、不正競争防止法は「不正競争」に該当する行為を規制する方法（行為規制）により知的財産の保護を図るものです。

⁴ 「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定」を指す。

(3) 各行為類型の概要

不正競争防止法の全体構成は以下のようになっています。本テキストでは、不正競争防止法で規定している行為類型の中でも特に産業財産権に関係が深いと思われる 1) 周知な商品等表示の混同惹起行為 2) 著名な商品等表示の冒用行為 3) 他人の商品形態の模倣品の提供行為 4) 営業秘密の侵害行為 を重点的に説明いたします。



1) 周知な商品等表示の混同惹起行為（第2条第1項第1号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものを使用し、又は使用した商品を譲渡等し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為をいいます。

不正競争防止法でいう「商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」（第2条第1項第1号）をいい、文字やマークに限らず、自他識別機能又は出所表示機能を有するものであれば、これに該当します。

「需要者の間に広く認識されている」（周知性）とは、全国的に認識されていなくても、一地方であっても保護すべき一定の事実状態が形成されていれば、これに該当すると解されています。また、「需要者」とは、取引の相手方を指すものであって、最終需要者に至るまでの各段階の取引業者もこれに含まれると解されています。

「混同を生じさせる」とは、実際に混同が生じる必要はなく、混同のおそれが生じれば

足りると解されています。

なお、不正の目的をもって本号の行為を行った者に対しては、刑事的措置が設けられています。

(事例)

○ソニー（株）の有名な表示である「ウォークマン」と同一の表示を看板等に使用したり「有限会社ウォークマン」という商号として使用した業者に対し、その表示の使用禁止及び商号の抹消請求が認められた事件（ウォークマン事件、千葉地判平8．4．17）

○大阪の有名かに料理屋の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた事件（動くかに看板事件、大阪地判昭62．5．27）



2) 著名な商品等表示の冒用行為（第2条第1項第2号）

他人の商品・営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為をいいます。本号は、著名な表示については、混同を要件とすることなく、冒用（無断で使用）する行為（①著名な表示の有する顧客誘引力にただ乗りする行為（free ride）、②著名な表示とそれを本来使用してきた者との結びつきを希釈化する行為（dilution）、③著名な表示の良質のイメージを汚染する行為（tarnishment）など）を規制するものです。

「著名」とは、通常の経済活動において、相当の注意を払うことによりその表示の使用を避けることができる程度にその表示が知られていることが必要であり、具体的には全国的に知られているようなものが想定されています。

裁判例では、マクセル、maxell、Budweiser、PETER RABBIT、ピーターラビット、JACCS、青山学院、Aoyama Gakuin、虎屋、虎屋黒川、菊正宗、セイロガン糖衣 A、ELLE、プルデンシャル、などが「著名」な商品等表示と認められました。

本号の保護の特徴は、需要者に混同が生じないような場合であっても保護を及ぼすことができる点にあります。

なお、他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を図る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事的措置が設けられています。

(事例)

○三菱の名称及び三菱標章（スリーダイヤのマーク）が企業グループである三菱グループ及びこれに属する企業を示すものとして著名であるとして、三菱グループに属しない信販会社に対して三菱の名称及び三菱標章の使用差止めを認めた事件（三菱信販事件、知財高判平22.7.28）

○原告商品はその販売開始以来日本全国において多数販売され、その結果同種医薬品の代表的な商品となっていたこと等から、原告商品の商品名である原告表示（アリナミンA25）が著名であると認定した上で、被告商品の商品名である被告表示（アリナビッグA25）は原告表示と類似しているとして、被告表示の使用差止めと損害賠償を認めた事件（アリナビッグ事件、大阪地判平11.9.16）



原告商品



被告商品

3) 他人の商品形態の模倣品の提供行為（第2条第1項第3号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為をいいます（模倣行為自体は本号の規制対象外）。

「商品の形態」とは、商品の形状や模様、色彩等のことをいいます（第2条第4項）。商品の外観や外部の形状に限らず、需要者が通常の使用方法にしたがって観察、確認できる商品内部の構造や形状も含まれます。ただし、当該商品の機能上不可欠な形態やありふれた形態は、保護されるべき形態には含まれません。

※「機能上不可欠な形態」の例として、端末機とプリンター等間の接続用コードプラグにおける本体側端子との接続部分の形態や、中に液体を入れるために側面と底面を有するというコップの形態などが考えられます。

「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこととされています（第2条第5項）。

ただし、日本国内において最初に発売した日から3年を経過した商品の形態を模倣した商品の譲渡等（第19条第1項第5号イ）、又は他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた時に、それが模倣品であることを重大な過失なく知らなかった者による譲渡等（第19条第1項第5号ロ）は、民事的救済・刑事制裁に関する規定の適用除外となります。

なお、不正の利益を得る目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事的措置が設けられています。

(事例)

○ヒット商品となっていたキーホルダー型液晶ゲーム機のデザインを模倣した商品を輸入・販売した業者に対し、商品の輸入・販売の差止め、商品の廃棄及び損害賠償が認められた事件（たまごっち事件、東京地判平10. 2. 25）



原告商品



被告商品

4) 営業秘密の侵害行為（第2条第1項第4号～第10号）

窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為等をいいます。

「営業秘密」とは、一般に「企業秘密」と呼ばれる事業者の保有する情報（例えば、設計図、製造ノウハウ、顧客名簿、販売マニュアル等）のうち、(ア) 秘密として管理されていること（秘密管理性）、(イ) 事業活動に有用な情報であること（有用性）、(ウ) 公然と知られていないこと（非公知性）の3つの要件を全て満たすものです（第2条第6項）。

(ア) **秘密管理性**とは、秘密情報である旨の表示（「マル秘」印）をすることや、鍵、パスワード等により情報にアクセスできる者を制限することなどの秘密管理措置により、従業員等の情報に接する者からみて、当該情報が秘密として管理されていると認められる状態にあることをいいます。

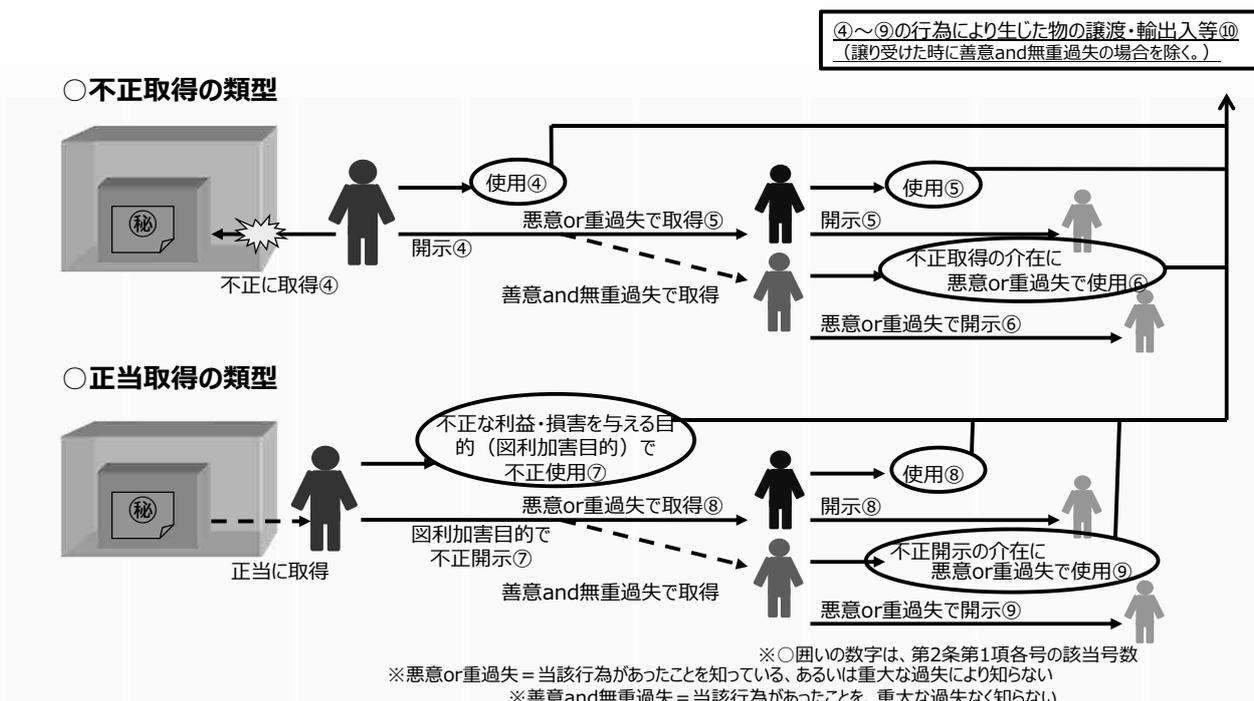
(イ) **有用性**とは、当該情報が事業活動に使用されていたり、利用されていたりすることによって経費の節約、経営効率の改善等に客観的に見て役立つものであることをいいます。現実に利用されていなくてもかまいません。また、失敗した実験データであっても、これによって研究費等の節約に役立つのであれば、有用といえます。一方、有害物質の垂れ流しや詐欺、内外の公務員に対する賄賂の提供のように法人の違法行為に関する情報は、正当な事業活動に関する情報ではないことから、有用性は認められません。

(ウ) **非公知性**とは、保有者の管理下以外では、一般的に入手できない状態にあることをいいます。保有者以外の第三者が偶然に同じ情報を開発して保有していた

場合であっても、当該第三者も情報を秘密として管理されていれば非公知といえます。また、特許権化される情報であっても、出願公開前であればこれに当たり得ます。一方、学術誌や学会で公表したものは、特許法における発明の新規性喪失の例外（同法第30条）とは異なり、不正競争防止法では非公知性が失われることになりません。

上記の営業秘密の3要件の詳細や、営業秘密として法的保護を受けるための最低限の水準等については、経済産業省ホームページにて公開している「営業秘密管理指針」をご参照ください。

営業秘密に係る「不正競争」の各類型



(事例)

○勤めていた男性用かつらの販売会社を退職する際、同社の顧客名簿を無断でコピーし、これをもとに独立開業後顧客の獲得を行った業者に対し、不正に入手した顧客名簿のコピーの廃棄及び損害賠償を命じた事件（男性用かつら顧客名簿事件、大阪地判平8. 4. 16）

○フッ素樹脂シートライニングに係る技術情報を退職者から入手し、タンクを製造していた業者に対して、製造販売の停止及び損害賠償を命じた事件（フッ素樹脂ライニング事件、大阪地判平10. 12. 22）

(4) 適用除外規定（第19条第1項）

(3) 1)～4) 関連では、不正競争に対する規制（民事的措置及び刑事的措置）から、以下のものが除外されています。

- ① 商品及び営業の普通名称・慣用表示の普通に用いられる方法での使用（第19条第1項第1号）
- ② 自己の氏名の不正の目的でない使用（第19条第1項第2号）
- ③ 周知性・著名性獲得以前からの不正の目的でない先使用（第19条第1項第3号、第4号）

- ④ 日本国内で最初に販売された日から3年を経過した商品形態の模倣品の提供及び模倣商品の善意取得者による提供（第19条第1項第5号）
- ⑤ 営業秘密を善意取得した場合に、契約等に基づき取得した権原の範囲内で使用・開示する行為（第19条第1項第6号）、消滅時効・除斥期間が経過した後に営業秘密侵害品を譲渡・輸出入等する行為（第19条第1項第7号）

（5）民事的救済措置

不正競争行為に対する主な民事的な救済措置としては、以下の措置があります。

- ① 差止請求（第3条）
- ② 損害賠償請求（第4条）
- ③ 信用回復措置請求（第14条）

（6）刑事的措置（第21条、第22条）

本法は、事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益を保護法益としており、その実現手段としては、（5）に掲げた当事者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求を基本としつつ、公益の侵害の程度が著しく、当事者間の民事的請求にのみ委ねられることが妥当でない行為類型については刑事罰の対象としています。

ここでは、（3）1）～4）関連のみを紹介します。

【第21条第1項、第3項関係】営業秘密侵害罪の類型

以下の侵害罪については、10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています。また、このうち、海外で使用する目的で行う行為などについては罰金が3000万円以下まで加重されています。

営業秘密侵害罪の類型（刑事）（第21条第1項、第3項）①

○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン

(1号) 図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為



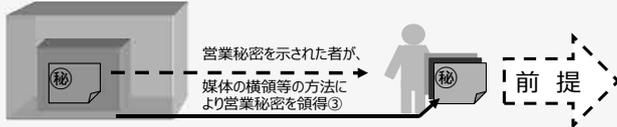
前提

(2号) 不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為



○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ)媒体等の横領、(ロ)複製の作成、(ハ)消去義務違反+仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為

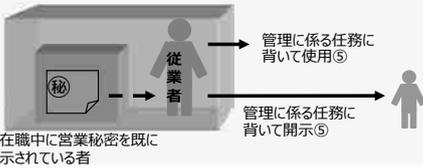


前提

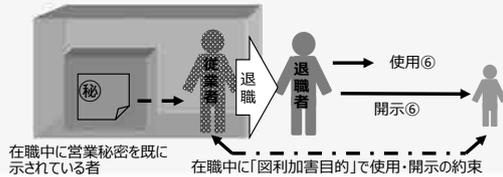
(4号) 営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



(5号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



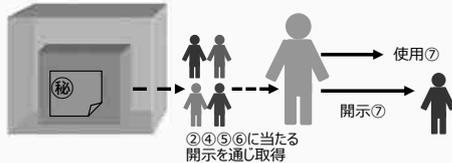
(6号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



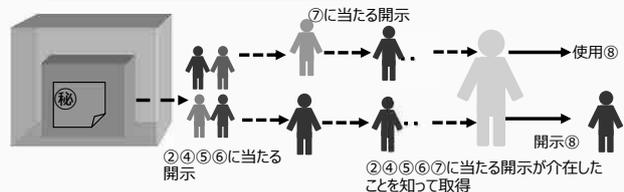
営業秘密侵害罪の類型（刑事）（第21条第1項、第3項）②

○転得者による使用・開示のパターン

(7号) 図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為（2次的な転得者を対象）



(8号) 図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（3次以降の転得者をすべて対象）



○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン

(9号) 図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用（海外重罰の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



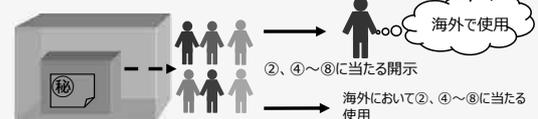
○海外重罰のパターン（21条3項）

(1号) 日本国外で使用する目的での①又は③の行為



(2号) 日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

(3号) 日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



※第21条第1項第3号を除く全ての類型について、その未遂行為も処罰の対象（第21条第4項）

営業秘密侵害罪には、全て図利加害目的（不正の利益を得る目的又は営業秘密の保有者に損害を加える目的）が必要です。このことにより、内部告発目的等をもってなされる正当な行為は、構成要件に該当しないこととなります。

【第21条第2項関係】 その他の侵害罪

以下の侵害罪については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています。

- ① 不正の目的をもって行う周知表示混同惹起行為（第2条第1項第1号）、誤認惹起行為（第2条第1項第14号）
- ② 他人の著名な商品等表示に係る信用・名声を利用して不正の利益を得る目的又は当該信用・名声を害する目的で当該著名商品等表示を冒用する行為（第2条第1項第2号）
- ③ 不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（第2条第1項第3号）

（7）関税法に基づく水際措置

関税法では、不正競争防止法に規定されている 1) 周知な商品等表示の混同惹起行為、2) 著名な商品等表示の冒用行為、3) 他人の商品形態の模倣品の提供行為等を組成する物品、4) 営業秘密侵害品を、輸入してはならない貨物及び輸出してはならない貨物としており、税関での取締りが可能です。

<参考> 関税法（昭和29年法律第61号）

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで又は第十号から第十二号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで又は第十号から第十二号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

第2節 著作権の目的と保護対象

著作権は、「申請」「登録」といった手続を一切必要とせず、著作物を創作した時点で、「自動的」に発生する権利です。

(1) 著作権法の目的

著作権法は、創作された著作物に関して、その公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、「文化の発展」に寄与することを目的としています。

第一条（目的）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 著作物とは？

「著作物」とは、著作権法上、以下のように定められています。

第二条（定義）

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

つまり、「著作物」であるためには、以下の事項をすべて満たす必要があります。

- ① 「思想又は感情」を表現したものであること → 単なるデータが除かれます。
- ② 思想又は感情を「創作的」に表現したものであること → 他人の作品の単なる模倣や単なる事実が除かれます。
- ③ 思想又は感情を「表現したもの」であること → アイデア等が除かれます。
- ④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること → 工業製品等が除かれます。

具体的には、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等が、著作権法上、著作物の例示として挙げられます。

また、我が国の著作権法によって保護を受ける「著作物」は、次のいずれかに該当するものである必要があります。(著作権法第6条)

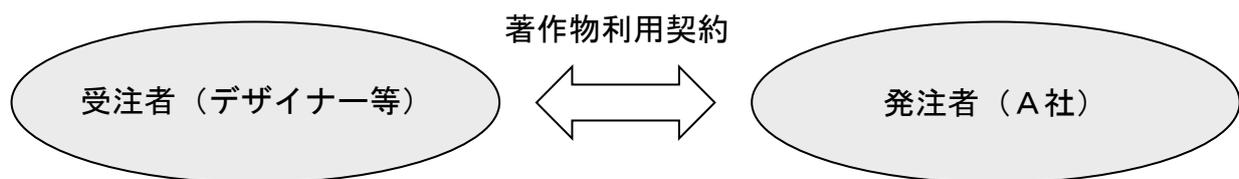
- ① 日本国民が創作した著作物 (国籍の条件)
- ② 最初に日本国内で発行された著作物 (発行地の条件)
- ③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物 (条約の条件)

(3) 著作者について

「著作者」とは、著作物を創作した人のことです。

一般には、小説家や画家や作曲家などの創作活動を職業とする人だけが著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になります。

また、著作物の創作を他人や他社に委託(発注)した場合は、料金を支払ったかどうか等に関係なく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、そのための契約を交わしておくことが必要になるので注意が必要です。



※上記の場合、受注者であるデザイナー等が著作者です。

<参考>法人著作について

以下の要件をすべて満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となります。(著作権法第15条)

- ① その著作物を作る「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」(例えば、国や会社など。以下「法人等」という)であること
- ② 法人等の「業務に従事する者」が作成したものであること → 部外者に委嘱して作成された場合など、会社との間に支配・従属関係にない場合は除かれます。
- ③ 「職務上」の行為として作成されること → 自分に与えられた仕事として作成することを意味し、大学教授の講義案のように、その職務に関連して独自に作成された場合は除かれます。
- ④ 「公表」するときに「法人等の著作名義」で公表されること → 通常、コンピュータ・プログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要はありません。
- ⑤ 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という旨の定めがないこと

(4) 著作者の権利の発生及び保護期間について

著作権、著作者人格権は、著作物を創作した時点で「自動的」に発生します。権利を得るための手続は、一切必要ありません。これを「無方式主義」といいます。(著作権法第17条第2項)

著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作したときに始まり、原則として著作者の死後50年間までです。(著作権法第51条)

著作者人格権は、一身専属の権利とされており、著作者が死亡すれば権利も消滅することになります(著作権法第59条)。しかし、著作者の死後においても著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています。(著作権法第60条)

(5) 他人の著作物を利用する方法について

他人の「著作物」をコピーするなどの方法で利用するには、原則として「権利者の了解」を得ることが必要です。この「了解」のことを、著作権法では「許諾」といいます。

この「了解を得る」ということは、権利者と利用者が「契約する」ということですので、他人の著作物を利用する場合には、権利者と利用者の間で後々のトラブルを防ぐために、「何を契約しているのか」をはっきりさせておくことが重要です。

また、他人の「著作物」を利用するときには、「権利者の了解を得る」のが原則ですが、次のような場合には、了解を得ずに利用することができます。

① 保護の対象となる著作物でない場合

日本において著作権が付与されて保護の対象となる著作物は、「日本国民が創作した著作物」、「最初に日本国内で発行された著作物」、「条約により我が国が保護の義務を負う外国の著作物」のいずれかです。これらの条件に該当しない場合は、「了解を得る」必要はありません。

② 「著作物」は著作権法上で「保護期間」(原則死後50年)が決められており、その期間を過ぎているものは権利者の了解を得る必要はありません。

③ 「権利制限規定」による「例外」の場合

著作権法では、「権利制限規定」と呼ばれる「例外規定」が設けられており、一定の例外的な場合には、権利者の了解を得ずに著作物を利用できることとしています。

< 「権利制限規定」による「例外」 >

- 1) 私的使用のための複製(第30条)
- 2) 付随対象著作物の複製等(第30条の2)
- 3) 検討の過程における利用(第30条の3)
- 4) 技術の開発等のための利用(第30条の4)
- 5) 「教育」関係(第35条)

- 6) 「図書館・美術館・博物館等」関係 (第31条)
 - 7) 「障害者福祉」関係 (第33条の2、第37条、第37条の2)
 - 8) 「報道」関係 (第40条第2項、第41条)
 - 9) 「立法」「司法」「行政」関係 (第42条)
 - 10) 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」等関係 (第38条)
 - 11) 「引用」「転載」関係 (第32条)
 - 12) 「美術品」「写真」「建築」関係 (第45条～第47条の2)
 - 13) 「コンピュータ・ネットワーク」等関係 (第47条の3～第47条の9)
 - 14) 「放送局」「有線放送局」関係 (第44条)
- などがあります。

(6) 著作権が「侵害」された場合の対抗措置について

自分の著作物が無断でコピーや販売された場合など、「著作者の権利」等が侵害されたときには次のような対抗措置を執ることができます。

① 「刑事」の対抗措置

著作権の侵害は「犯罪行為」であり、原則権利者が「告訴」することを前提として、「10年以下の懲役」若しくは「1000万円以下の罰金」又はこれを併科するという規定等が設けられています。(法人の場合「3億円以下の罰金」)(著作権法第119条、第123条、第124条等)

違法ダウンロードの刑事罰化

平成24年10月1日に施行された改正著作権法により、違法ダウンロードが刑事罰の対象になりました。

以前より、違法に配信(アップロード)された音楽や映画などを、違法にアップロードされていると知りながらパソコンなどに保存(ダウンロード)することは、自分自身で楽しむことが目的であったとしても違法とされてきましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかし、違法ダウンロードによる被害は未だ深刻な状況にあることから、この改正により、CDやDVDとして売られていたり有償で配信されていたりする音楽や映画など(有償著作物等)であることと、違法にアップロードされていることの両方を知りながら、パソコンなどにダウンロードすることについては、刑事罰の対象となりました。ただし、この罪は親告罪とされているため、著作権者からの訴えがなければ処罰されません。

〈イメージ〉

著作権者の許諾なくアップロード



海賊版だと知りながら自分の

パソコンにダウンロード

違法ダウンロード



② 「民事」の対抗措置

1) 損害賠償請求

故意又は過失により他人の権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求をすることができます。(民法第709条)

2) 差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して「侵害行為の停止」を求めることができます。また、侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができます。

(著作権法第112条、第116条)

3) 不当利得返還請求

著作権の侵害を受けた者は、その権利侵害により利益を受けた侵害者が侵害していた事実を知らなかった場合にはその利益が残っている範囲での額を、侵害者が侵害していた事実を知っていた場合には利益に利息を付した額をそれぞれ請求することができます。(民法第703条、第704条)

4) 名誉回復等の措置の請求

著作者は、侵害者に対して著作者としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます。(著作権法第115条、第116条)

(7) 著作権の登録制度について

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のための手続はありません。ここが、登録することによって権利が発生する特許権や実用新案権などの産業財産権と異なる点です。著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作権に関しての法律事実を公示するとか、あるいは著作権が移転した場合の取引の安全を確保するなどのために存在しています。

著作物を公表したり、著作権を譲渡したなどという事実があった場合にのみ、登録が可能です。

<参考>

登録申請方法、登録事項記載書類の交付等について詳細を記した「登録の手引き」を文化庁ホームページ（ダウンロード可）にて御案内しております。「登録の手引き」写しを希望

される場合は、郵送料金分（250円）の切手を貼った宛先記載の返信用封筒（角形2号）を下記宛送付してください。

<送付先>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁長官官房著作権課（登録の手引き請求）

TEL：03-5253-4111（内線2849）

なお、プログラムの著作物の登録については、一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）で行っておりますので、詳しくは同センターまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒105-0003

東京都港区西新橋3丁目16番11号 愛宕イーストビル14階

一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）

TEL：03-3437-3071

発明やアイデアの保護について

特許権や実用新案権の権利化には時間も費用もかかるので、発明やアイデアを保護するため、比較的簡単な著作権の登録をしたいという相談がよせられますが、発明やアイデアそのものは著作物ではありませんので、著作権による保護はありません。

第3節 植物の新品種の保護（育成者権）

育成者権は、植物の新品種についての知的財産権であり、種苗法に基づく品種登録により発生します。

（1）種苗法に基づく品種登録制度の目的

種苗法に基づく品種登録制度（品種保護制度）は、植物の新品種を育成した者に対し、知的財産権の一つである育成者権を付与することで、植物の新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度です。

植物品種は農林水産業の基礎となるものであり、高品質、多収又は耐病性があるなど優れた新品種を育成することは、農林水産業の発展にとって不可欠といえます。

新品種を育成するためには、一般的に、専門的な知識・技術とともに、多大な資金、労力を費やして長期にわたって研究開発をすることが必要であるうえ、確実に成果が得られるものではありません。一方で、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、種苗法に基づく品種登録制度をもって、新品種の育成者の権利を保護し、新品種の育成の振興を図っています。

（2）世界の品種保護制度

品種保護制度については、国際条約として、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）があります。UPOV条約は、植物の新品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的として締結されています。UPOV条約の締約国は、平成30年2月現在、75か国・地域（EU及びOAPIを含む。）であり、同条約の基本的原則に従って、品種保護制度を整備しています。アジアの国では、日本、中国、韓国、シンガポール及びベトナムの5か国が締結しています。

（3）品種登録制度の保護対象

品種登録制度の保護対象となる植物は、栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定された32種類のきのこです。

品種登録制度の保護対象は、植物の「品種」です。この「品種」とは、種苗法上は、特性（「葉の長さ及び色」、「花の色」、「果実の大きさ」等）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一つの植物体の集合をいいます。

例えば、お米（稲種）では「ゆめぴりか」、「ひとめぼれ」、「つや姫」などが「品種」です。なお、園芸店で販売されている「バラ」、「カーネーション」などは植物名であり、イチゴの

ように品種「福岡S6号」の収穫物を商品名「あまおう」として販売されているものもあります。

(4) 品種登録制度と特許制度との違い

品種登録制度（育成者権）と特許制度（特許権）とは、開発者に知的財産権を付与する制度として類似する点が多くある一方で、以下のような相違点もあります。

項目	品種保護制度（育成者権）	特許制度（特許権）
保護対象	植物の品種	発明（品種を超えた植物やその作出方法等の保護が可能）
要件	区別性 均一性 安定性 未譲渡性 等	新規性 産業上の利用可能性 進歩性 等
審査方法	原則として、栽培試験等の現物調査	書面審査
権利の範囲	登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種 等	特許請求の範囲
名称の付与	あり	なし

(5) 品種登録の出願から登録までの手続

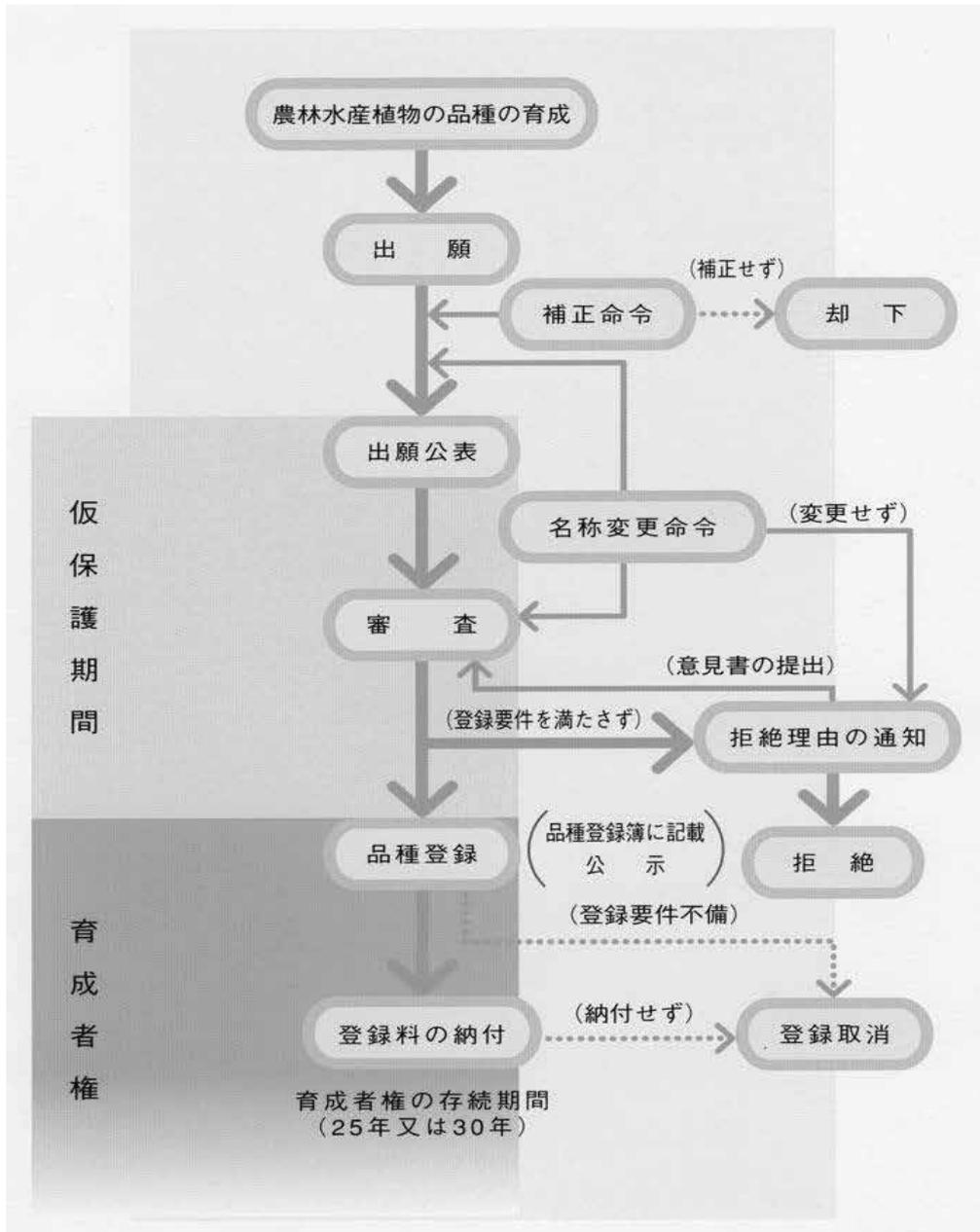
品種登録の出願をすることができる者は、新品種を育成した者又はその承継人です。

品種登録の出願は、農林水産大臣に対して行います。

出願が受理されると、書類に不備がないか、品種名称が適切か否かなどの審査が行われ、問題がなければ出願公表が行われます。出願者は、出願公表後に出願品種を無断利用した者に対し、書面による警告をした上で、品種登録後に利用料相当額の補償金を請求することができます。

出願公表された後に、栽培試験等による出願品種の特性審査が行われます。審査の結果、区別性などの要件を満たし拒絶理由がないと判断された出願品種は、品種登録され、育成者権が発生します。

【品種登録の流れ】



(6) 品種登録の要件

品種登録を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

登録要件		内容
特性審査の要	区別性 (Distinctness)	公然知られた他の品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）。
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性		出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 外国での譲渡は、日本での出願日から4年（木本性植物は6年）さかのぼった日より前になされていないこと。
名称の適切性		品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

※特性審査のことを Distinctness、Uniformity、Stability、の頭文字をとって、DUS 審査という。

(7) 品種登録されると

品種登録されると、育成者権が発生します。品種登録は、品種登録簿に一定の事項を記載して行われるほか、官報で公示されます。品種登録に関する情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

① 育成者権

育成者権を有する者（育成者権者）は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種の種苗（植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの）、収穫物（植物体の全部又は一部であって繁殖に用いられないもの）及び一定の加工品（小豆の水煮及びあん、米飯、いぐさのござ並びに製茶）を業として利用する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の人には、育成者権者の許諾を得なければ登録品種等を業として利用することができません。

また、登録品種の育成者権者は、当該登録品種の主な特性を保持しつつ、特性の一部を変化させて育成された品種（従属品種）、繁殖のために常に当該登録品種を交雑させる必要がある品種（交雑品種）についても、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

② 育成者権の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から25年又は30年です。

ただし、存続期間内であっても、登録料が納付されなかった場合や、品種登録の要件を満たしていないことが判明した場合には、品種登録が取り消されます。

種 類	存続期間
木本の植物（果樹、林木、観賞樹等）	30年
木本の植物以外	25年

③ 登録品種の利用

種苗	収穫物	加工品
生産	生産	生産
調整	—	—
譲渡の申出	譲渡の申出	譲渡の申出
—	貸渡しの申出	貸渡しの申出
譲渡	譲渡	譲渡
—	貸渡し	貸渡し
輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入
これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管

④ 育成者権の効力の及ばない行為

育成者権は、以下の行為等には及びません。

- 1) 新品種の育成その他の試験又は研究のために品種を利用する場合
- 2) 法令で許される範囲内で行う農業者の自家増殖の場合

農業者の自家増殖とは、農業者（農業者個人及び農業生産法人）が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いることをいいます。農業者の自家増殖には、原則として育成者権が及びませんが、自家増殖を制限する契約を結んだ場合又は農林水産省令で定める栄養繁殖植物（株分け、挿し木、接ぎ木等の方法により繁殖させることが可能な植物）については、例外的に育成者権の効力が及びます。

この育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物については、対象植物を随時拡大していくこととしており、平成29年度は、67種類の植物を追加し、合計で356種類になりました。

省令で定められた主な植物種類の例

野菜 (31種類)	アサツキ、オクラ、キャベツ、ブロッコリー、キュウリ、スイカ、メロン、ダイコン、カブ、トマト、ナス、ヤーコン、ワケギなど
果樹 (9種類)	アセロラ、カリン、クルミ、スグリ、ナツメ、パパイヤ、バナナ、パンレイシ、マツブサ
草花類 (185種類)	アイリス、アルストロメリア、アロエ、アロカーシア、エスキナンツス、エビデンドラム、エリシムム、オーニソガラム、オリヅラン、オンシジウム、ガーベラ、カスミソウ、カトレア、カランコエ、カリブラコア、クラッスラ、クレマチス、ジゴカクタス、シンビジウム、スパンフィラム、セネキオ(シネラリアを除く)、セントポーリア、チューリップ、デンドロビウム、トケイソウ、カーネーション、ペチュニア、ヘメロカリス、ペラルゴニウム、ヘレボルス、リンドウ、ローダンセマムなど
観賞樹 (98種類)	アカシア、アジサイ、アデニウム、アフェランドラ、ガマズミ、カラタチ、カンノンチク、キョウチクトウ、クチナシ、デロスベルマ、ドウダンツツジ、ドウランタ、パキラ、バラ、ヒサカキ、ポインセチア、ミヤマシキミ、メディナラ、モクレン、ラウアンドウラ、ルクリアなど
きのこ (33種類)	えのきたけ、エリンギ、きくらげ、しいたけ、つくりたけ、なめこ、はなびらたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、ほんしめじ、まいたけなど

3) 権利の消尽の場合

育成者権者等が登録品種の種苗、収穫物又は加工品をその意思に基づいて譲渡した場合、その譲渡された種苗等自体には育成者権の効力が及ばず、それ以降の利用に対しては改めて許諾を必要としません。

ただし、以下の行為については、育成者権の効力が及びます。

- I 登録品種等の種苗を生産する行為
- II その譲渡された品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、その譲渡された種苗又は最終消費目的以外の目的で収穫物を輸出する行為

⑤ 権利の適用範囲（属地主義）

育成者権の効力は、他の知的財産権と同様に、適用範囲は登録された国の領域内に限定されます（属地主義）。このため日本で開発された品種について、日本で品種登録を行ったとしても権利が及ぶのは国内に限られます。海外で育成者権を主張するためには、育成者が海外でも必要とする各国ごとに品種登録を行わなければなりません。

今般、シャインマスカットなどの日本の優良な品種が海外に流出する問題が起きていますが、これらは海外で品種登録を行っていなかったことによるものです。海外で品種登録するには、国内で販売開始後4年以内（果樹など木本性植物は6年以内）に登録出願申請しなければ、品種登録できなくなりますので、その後には育成者権の観点からは有効な対抗手段がなくなってしまいます。こうなると、我が国で開発された優良な品種の農産物を我が国から輸出しようとしても意図せずに海外に流出してしまった品種と競合してしまい、日本からの輸出の支障になるおそれもあります。

このため、農林水産省では、海外出願マニュアルの作成や海外出願に関する相談窓口の設置を行うとともに、海外への品種登録出願に係る経費の支援を行うなど、海外出願を行いやすい環境整備に取り組んでいます。

⑥ 権利侵害に対する措置

権利侵害に対しては、以下の措置が可能です。

また、育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターの「品種保護Gメン」が公正・中立な立場で権利侵害の証明等に対する支援を行っています。

民事上の請求	<ul style="list-style-type: none">・ 差止請求・ 損害賠償請求・ 不当利得返還請求・ 信用回復の措置の請求
刑事罰	【個人】 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科可） 【法人】 3億円以下の罰金
水際措置	育成者権侵害物品は輸出入禁制品 輸出入差止めの申立て可能

（8）お問い合わせ先

品種登録に関する情報については、品種登録ホームページをご覧ください。

品種登録ホームページ：<http://www.hinsyu2.maff.go.jp/>

<お問い合わせ先>

〒100-8950

東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

TEL 03-3502-8111（代表）

農林水産省食料産業局知的財産課（内線 4294）

なお、育成者権侵害に関すること（品種保護Gメンへのご相談・お問い合わせ等）につきましては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターのホームページ（<http://www.naro.affrc.go.jp/ncss/index.html>）からもご確認ください。

第4節 地理的表示（G I）保護制度の概要

地理的表示（G I）保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

（1）地理的表示（G I）とは

地理的表示（G I : Geographical Indication）とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示です。

G Iは、T R I P S協定で定められた知的財産の一つであり、同協定では以下のとおり定義されています。国際的にも広く認知されており、世界100ヶ国を超える国で保護されています。

○ T R I P S協定における地理的表示の定義（第22条1）

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

（2）G I保護制度の目的

農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、これまでそのような価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する独立した制度は存在していませんでした。このような状況を踏まえ、農林水産省において検討を重ねた結果、平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（通称「G I法」）」が成立し、平成27年6月に施行され、我が国の農林水産物・食品等に係るG I保護のための法的枠組が創設されました。

G I制度は、「地理的表示」として登録された産品を保護することにより、農林水産物等の適切な評価や財産的価値の維持向上といった生産者の利益の保護を図り、農林水産業等の発展に寄与し、併せて、高付加価値の農林水産物等の信用の保護や需要の確保といった需要者の利益を保護することを目的としています。

また、生産事業者だけでなく流通・販売事業者等も、登録された農林水産物等の品質を信頼して取引に活用できるため、差別化販売や取引の拡大につなげるのが可能であるほか、海外でも日本の地理的表示が保護されるようになれば、海外への農林水産物等の輸出促進につながることも期待されます。

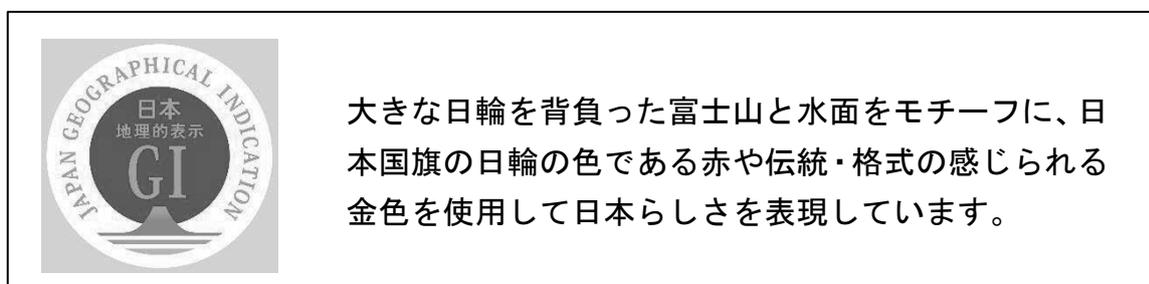
(3) GI 制度の大枠

GI 保護制度では、登録された明細書（産地、特性、生産の方法等を記載した書類）の基準を満たす製品のみGIを使用することができ、登録後は品質管理体制のチェックや地理的表示の不正使用の取締りが行政により行われることで、生産者の負担なく、その価値の維持向上を図るという点に特色があります。

具体的には、以下の4つのポイントが挙げられます。

- ① 産品をその名称、生産地や品質等の基準とともに登録します。
- ② 明細書の基準を満たす製品のみGIの使用が認められ、GIと併せて登録標章（GIマーク）を使用することが義務付けられます。したがって、当該基準を満たす製品のみが、GIマークにより真正なGI産品として市場に流通され、他の産品と差別化が図られます。

図1 GIマーク



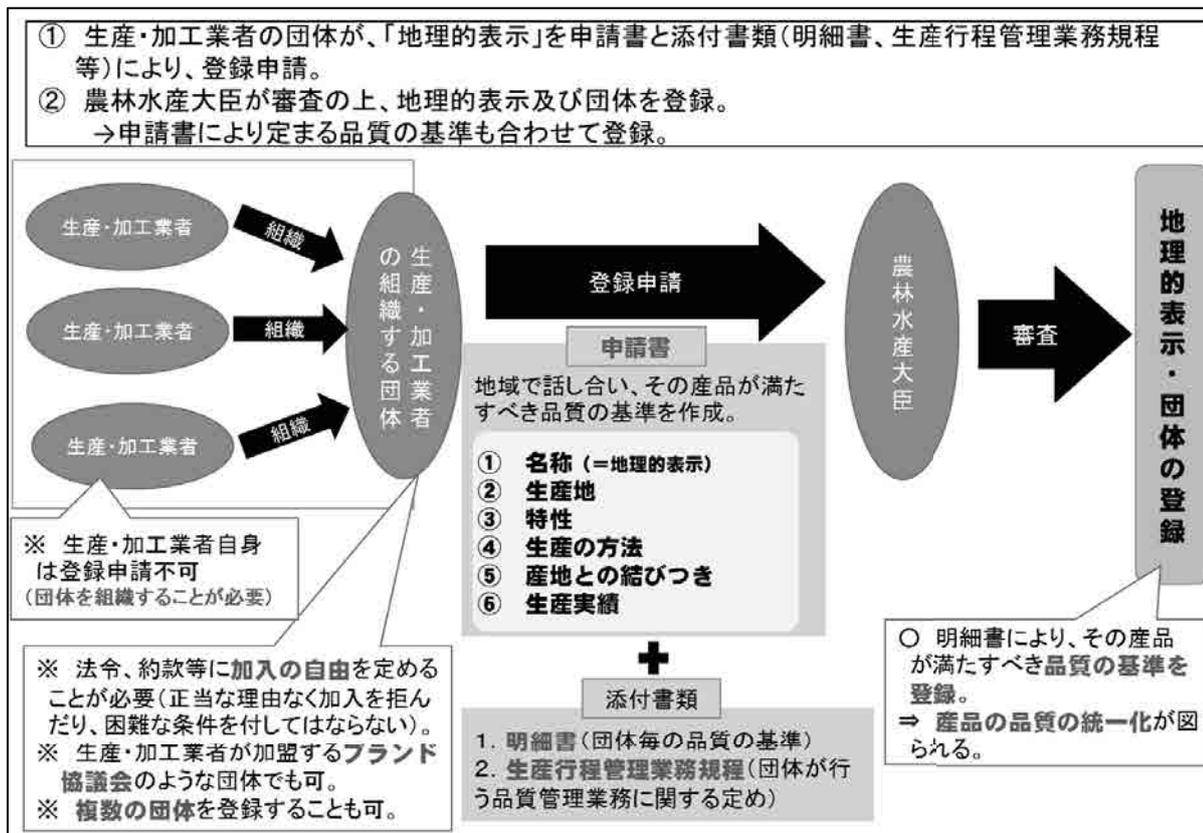
- ③ GI及びGIマークの不正使用は行政が取り締まります。取締りの対象になる不正使用は、GI産品と誤認を与えるような名称使用ですが、この中には、①真正の産地を記載していても明細書で示された産地と異なる場合、②翻訳、音訳名称、③「～タイプ」「～様式」「～風」などの表現も含まれます。これにより、生産者は差止請求等の訴訟等を行うことなく、地域ブランドを守ることができます。
- ④ GIは、地域共有の財産として保護され、地域の生産者は登録された団体へ加入すること等によってGIを使用できます。

(4) GIの登録申請手続

GIの登録申請は、生産・加工業者を構成員とする団体が行うこととなっています。当該団体においては、法令、約款等に参加の自由を定めるとともに、構成員である生産・加工業者に対する産品の品質管理（生産行程管理業務）の実施が求められます。

申請は申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）の提出により行います。

図2 申請手続きについて



登録の対象となる産品は、食用に供される全ての農林水産物、飲食料品(酒類、医薬品等を除く)のほか、政令で指定された非食用農林水産物又はその加工品(観賞用の植物、畳表等)となります。なお、酒類については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づくGI保護が行われています。

(5) GIの審査手続

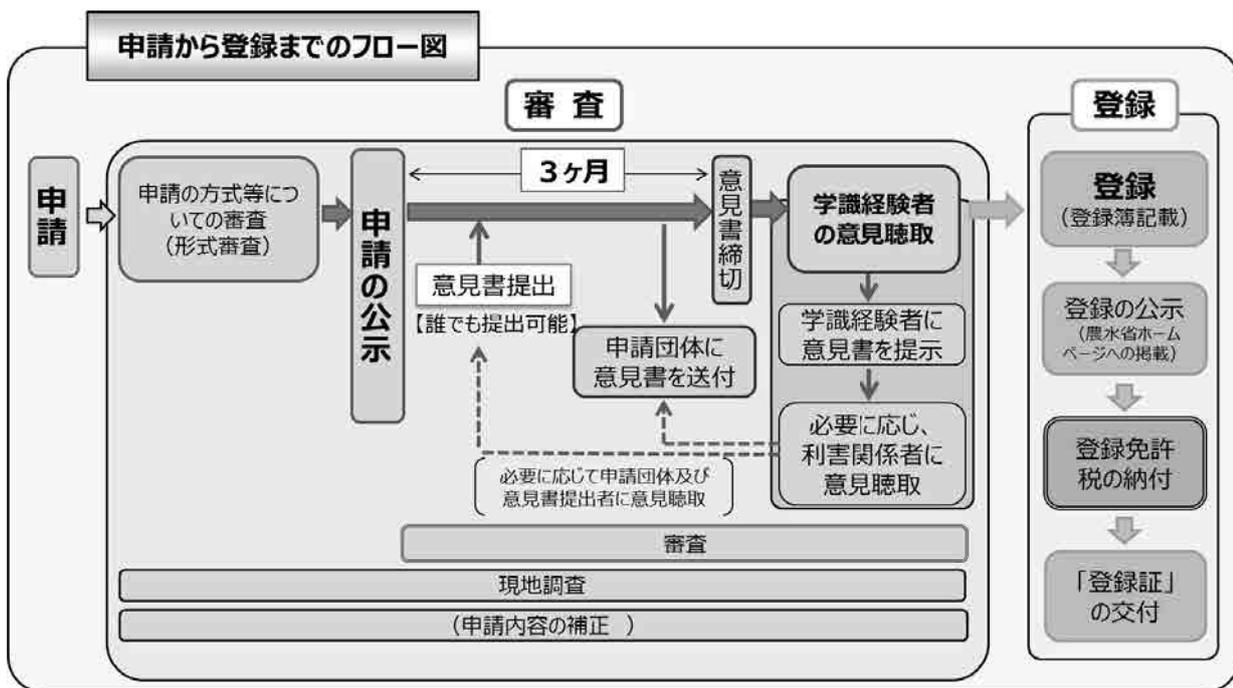
申請されたGIについては、農林水産省において形式的な不備や内容面についての確認を行った後、①広く意見を求めるための公示(3か月間)、②学識経験者の意見聴取を経て、寄せられた意見書の内容や学識経験者の意見等も踏まえ、農林水産大臣により登録可否が判断されます。

登録は、登録簿に記載されることにより行われ、登録簿の内容は農林水産省ウェブサイトにて公示されます。

また、以下の場合は登録できないこととなります。

- ① 申請団体が定められた要件を満たさない場合
- ② 申請団体による品質管理が適切になされると見なされない場合
- ③ 産品がGI産品としての要件を満たさない場合
- ④ 名称について、(i) 普通名称にあたる時、(ii) 同一又は類似する先行商標があるとき(商標権者の同意等がある場合を除く)等

図3 審査手続きについて



(6) 地域団体商標制度との関係

G I は、産品の名称を保護する制度であり、地域団体商標制度と類似した面がありますが、地域団体商標制度が商標制度の一部として、特定の団体に帰属する産品の名称の出所表示機能をベースとするのに対し、G I は産品の品質その他に着目して、産品の名称が高い品質を表すものであることから、その模倣品を排除するというように根本的な考え方が異なります。そのため、地域の実態や産品の特性を踏まえて、活用する制度をご検討ください。

図4 G I 制度と地域団体商標制度との違いについて

地理的表示保護制度		地域団体商標制度	
<p>産品 地域 特性 結びつき</p>	<p>名称 地域 所属</p>	<p>表示(indicate) 地域と結びついた特性を有する産品の名称を保護</p>	<p>所属 地域団体 地域団体が使用するものとして周知となった名称を保護</p>
<p>地域共有の財産として保護 産品の生産の方法や品質基準を登録 生産者団体の事後追加も可</p>	<p>地域団体の財産(権利)として保護 産品の基準等は任意(自由に設定・変更可能) 使用権を任意で設定可能</p>	<p>行政が取締り 不正表示(類似表示を含む)を行政が監視・取締り (構成員の管理は登録団体が行う必要あり)</p>	<p>自己で権利行使 ブランド戦略等に応じて自己で監視・権利行使 損害賠償請求も可</p>
その他の主な相違点			
農林水産物、飲食物品等(酒類等を除く)	対象	全ての商品・サービス	
生産・加工業者を構成員に含む団体の法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能	申請主体	事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、NPOに限る	
一定期間継続して生産されている必要(伝統性)	伝統性周知性	一定の需要者に認識されている必要(周知性)	
地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が実現した際には、当該国においても保護される	海外での保護	各国に個別に登録を行う必要	

(7) 海外における日本のG Iの保護

我が国の高品質な農林水産物が海外においても保護されるためには、輸出先国においても我が国の産品がG Iとして保護されることが必要です。

平成28年12月、G I法が改正、施行され、条約等の国際約束を締結することによりG Iを保護する手続きが定められました。これにより、国際協定を結ぶことで諸外国でも日本のG Iを保護することが可能となりました。

具体的には、平成29年12月に交渉妥結した日EU・EPAにおいて、日本側の48産品とEU側の71産品の農林水産物を高いレベルで相互保護することで合意しました。この合意等を踏まえ、日本のG I産品も含めた我が国におけるG Iの保護を強化することとし、日EU・EPAの担保法案として、以下の内容を含むG I法改正の検討を進めることとしています。

- ① G Iの保護の対象を拡大し、物への直接表示だけでなく、広告等のサービスの使用も含むこととする
- ② 先使用の期間を7年に制限

図5 G I法の改正について



(8) GIの登録状況

各地から登録申請が提出されており、平成30年2月末在、34道府県58産品、1ヶ国の1産品の計59産品が登録されています。

図6 GI登録状況(平成30年2月末現在)



GI保護制度についてさらに詳しく知りたいという場合は、①のウェブサイトから、各種資料等をダウンロードすることができます。

また、農林水産省では、公示された新規の申請内容、登録内容や、今後開催される説明会の情報等を配信する「地理的表示メールマガジン」を開設しています。

① 地理的表示に関する農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

② 地理的表示メールマガジン登録用 URL

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

バックナンバーはこちら

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

(9) GIの登録の効果

産品がGIとして登録されると、知的財産として保護され、不正な表示は国により取り締まられることから、市場に流通している模倣品は排除されることとなります。また、登録をきっかけに、産品の知名度の向上や、取引の拡大、担い手の増加、価格の上昇などの効果のほか、生産者が、自らの産品を再認識することで、生産者の品質管理の重要性の認識の高まりや、より良い産品を生産しようとする意欲の高まりなど前向きな効果にもつながっています。

図7 GI登録の効果

